

【出題の趣旨】

本法科大学院に既修者として入学する者に求められる憲法についての学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第 29 条の財産権保障に関する判例の立場と学説の見解についての基礎的知識をふまえ、代表的憲法判例を素材とした具体的事例につき、憲法問題を適切に摘示し、かかる憲法問題につき、説得力ある合憲性判断の枠組みの提示と具体的検討を行う能力を問うのが、本問の趣旨である。

【出題の趣旨】

憲法第 14 条第 1 項に関する近年の注目判例を素材として、判例・学説の基本的・体系的知識をふまえ、具体的な事案につき憲法問題を適切に抽出する能力、及びかかる憲法問題につき、説得力ある合憲性判断の枠組みの提示と具体的検討を論述として行う基本的能力を、日本国憲法が定める平等原則との関係で問うのが、本問の趣旨である。

【出題の趣旨】

法科大学院に既修者として入学する者には、判例・学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法の基本が押さえられていることも重要である。本問は、特に参政権に関する代表的な最高裁判所判例を挙げたうえで、事案の概要と判旨について、正確に説明することができるか否かを確認するとともに、判旨については、判断枠組み又は判断基準及びその論拠、並びに当該事案についての具体的判断を区別したうえで、論理構成して示す基本的能力についても問うものである。